

育儿

随时领取关于保育园的入园手续的详细手册“保育指南”。

语言：英语

随时领取关于新 BOP 学童俱乐部的结构和手续详细说明书的英文手册和入会资料。

语言：英语

地点：儿童课窗口

婴幼儿健康检查

检查名	内容	就诊地点
3・4个月婴儿健康检查	一般健康检查（身体测定、诊察等）	健康增进课参照 P.23
6～7、9～10个月婴儿健康检查	一般健康检查	都内指定的医疗机构
1岁半幼儿健康检查	一般健康检查	区内特定医疗机构
	1岁半牙科健康检查	健康增进课参照 P.23
2岁半幼儿牙科健康检查	牙科健康检查	区内指定医疗机构
3岁幼儿健康检查	一般健康检查，牙科健康检查	健康增进课参照 P.23

※ 向该当者发送通知。全部免费。

※ 备有英文介绍。需要者请提出要求。

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

预防接种

对于各预防针对象者，由区另行通知。

预防接种对象年龄

类别	6周	2个月	3个月	4个月	5个月	6个月	7个月	8个月	9个月	1岁	2岁	3岁	4岁	5岁	6岁	7岁	8岁	9岁	10岁	11岁	12岁	13岁	14岁	15岁	16岁
Hib 疫苗（4次）		■	■	■	■					■															
小儿用肺炎链球菌疫苗（4次）		■	■	■	■					■															
乙型肝炎（3次）	■	■	■							■															
轮转病毒疫苗 （2次或3次）	1价	■	■	■																					
	5价	■	■	■	■																				
4种混合（白喉、百日咳、破伤风、脊髓灰质炎）（4次）		■	■	■	■																				
二合一（白喉、破伤风）（1次）																						■	■		
BCG（1次）	■					■	■	■																	
水痘（2次）										■	■														
麻疹风疹（MR）（2次）											注1					注2									
日本脑炎疫苗（4次）																									
子宫颈癌预防（3次）																									

※ 前一页表中的■以及□是法律规定的定期预防接种时间。■是考虑到孩子易患病的时期而规定的时间（标准接种时间）。

注1：MR第1期在生后12个月以上24个月未满的1年间接种。

注2：MR第2期在就读小学前1年接种。

幼児の麻疹・風しん予防接種未接種者への対応

区は、幼児などの麻疹・風しんに対する感染予防や発病防止などを目的として、免疫力向上のためにワクチンの2回接種の徹底を図ります。そのため、第1期・第2期の未接種者に対し、公費負担による任意の予防接種を実施します。

種別	対象者	実施方法	接種場所
第1期（1歳から1歳11か月まで）の未接種者	2歳から第2期の対象期間にいたるまでの幼児	申請により、接種予診票を発行します。	区内の実施医療機関 ※区外では接種できません。
第2期（小学校入学年の1年前から翌年の3月31日まで）の未接種者	小学校1年生の児童		

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

子ども等医療費助成

国民健康保険など各健康保険に加入している18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの世田谷区内に住所がある児童の医療費の一部（健康保険適用の自己負担分など）を助成します。

お問い合わせ：子ども家庭課

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

子どものインフルエンザ予防接種費用の助成

1～15歳（中学生まで）の子どもが10月1日～翌年1月31日までに区内の指定医療機関で接種した場合、接種1回につき1,000円を助成します。助成券は区内の指定医療機関にありますので、ご利用ください。

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

その他の医療費助成

- 赤ちゃんの出生時の体重が2,000g以下の場合や医師が入院養育を必要と認めた場合
- 大気汚染にかかわる気管支ぜん息などの疾病にかかっている方
- 心疾患、小児がん、腎疾患などの小児慢性疾患にかかっている児童
- 精神障害の入院治療を受ける児童
- 身体に障害があり、手術により確実な治療効果が期待される児童

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

- 18歳未満で結核にかかっている方が、その治療のため指定医療機関に長期入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助を受けることができます（世帯収入に応じた負担額あり）。

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2441 FAX：03-5432-3022

未接种幼儿麻疹、风疹预防接种情况的对应

本区为了预防幼儿等感染和患麻疹、风疹疾病，为了提高免疫力，彻底执行2次疫苗接种工作。为此，对于第1期和第2期末接种的幼儿，实施公费的任意接种。

类别	对象	实施方法	接种地点
第1期（1岁至1岁零11个月）的未接种幼儿	2岁至第2期接种对象期间的幼儿	按申请，发放接种预诊单。	区内的实施医疗机构 ※ 区外不能接受接种。
第2期（上小学的一年以前至次年3月31日为止）的未接种儿童	小学1年级的儿童		

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

儿童等医疗费补助

对加入了国民健康保险等各种健康保险的，到满18岁后的最初年度末（3月31日）为止的在世田谷区内拥有住所的部分儿童医疗费（适用健康保险的自己负担部分等）进行补助。

问讯处：儿童家庭课

电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081

儿童流感疫苗接种费用补助

1～15岁（截止到初中生）的孩子在10月1日～次年1月31日之前到城区内的指定医疗机构接受接种时，接种1次补助1,000日元。区内指定的医疗机构备有补助券，敬请利用。

问讯处：世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

其他医疗费补助

- 婴儿出生时的体重在2,000克以下或医生认为有必要住院养护时
- 关于患有与大气污染相关的支气管哮喘等疾病的患者
- 患有心脏病，小儿癌，肾脏性疾病等小儿慢性病的儿童
- 患有精神障碍并接受入院治疗的儿童
- 有身体残疾，经手术后有望获得治疗效果的儿童

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

- 未满18周岁患有结核的人，在指定医疗机构长期住院治疗时，可获得住院的费用给付和学习用品的援助（根据家庭收入有负担金额）。

问讯处：世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2441 传真：03-5432-3022

ひとり親家庭への支援

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18（20）歳未満の児童を養育している家庭をいいます（制度によって対象となる方が異なります）。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童

- 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで出生した児童（※事実婚の場合を除く）

暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供などのサービスがあります。
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

子ども・ひとり親家庭などに関する手当など ※いずれも申請手続きが必要です。

手当	支給要件	所得制限	お問い合わせ
児童手当	15歳到達後最初の年度末（3月31日）を迎えるまでの児童を養育している方で、世田谷区内に住所がある方。	あり	子ども家庭課 電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081
児童育成手当（育成手当）	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭など。	あり	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照
児童育成手当（障害手当）	心身に障害（身体障害者手帳2級程度以上、愛の手帳3度程度以上、脳性麻痺（まひ）、進行性筋萎縮（いしゅく）症）のある20歳未満の児童を養育している場合。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。	あり	
児童扶養手当	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭など。	あり	
特別児童扶養手当	心身に重度または中度程度の障害（身体障害者手帳3級（一部除く）程度以上・一部4級程度、愛の手帳3度程度以上、そのほかの内部障害、精神障害、疾病など）のある20歳未満の児童を養育している場合。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。	あり	
ひとり親家庭等医療費助成制度	各種健康保険に加入していて、18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭などの方に、保険診療内の自己負担分の一部を助成します。	あり	

日常生活用具の給付 ※所得に応じて自己負担があります。

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、必要に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具、紫外線カットクリームなどの日常生活用具を給付しま

す。（児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先）
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

对单亲家庭的支援

“单亲家庭”指属于以下各项之一，并养育有不足18(20)岁未成年人的家庭(所指对象因制度而异)。

- 父母离了婚的未成年人
- 父亲或者母亲去世了的未成年人
- 父亲或者母亲有重度障碍的未成年人
- 父亲或者母亲生死不明的未成年人
- 被父亲或者母亲遗弃1年及以上的未成年人

- 父亲或者母亲因来自配偶者的暴力(DV)而收到法院保护命令的未成年人

- 父亲或者母亲被依法拘禁1年及以上的未成年人
- 母亲非婚生的未成年人(※事实婚的情况除外)

有关于对生活 and 住所的支援、津贴、医疗费补助、就业支援，咨询和信息提供等的服务。详情请咨询。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

儿童・单亲家庭等补贴 ※ 均需要办理申请手续。

补贴种类	支付条件	收入限制	问讯处
儿童补贴	养育有到满15岁后的第一个年度末(3月31日)的儿童，并在世田谷区内持有地址者。	有	儿童家庭课 电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081
儿童养育补贴(养育补贴)	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童的单亲家庭等。	有	综合支所保健福利中心 儿童家庭支援课 参照 P.23
儿童养育补贴(残疾补贴)	适用于抚养身心存在障碍(身体残疾人手册2级以上、仁爱手册3度以上，患有脑性麻痹、进行性肌肉萎缩症)的未满20岁的青少年。但儿童进入福利院时除外。	有	
儿童抚养补贴	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上身体残疾时到未满20岁)的单亲家庭等。	有	
特别儿童抚养补贴	适用于抚养身心重度或中等程度障碍(身体残疾人手册1~3级(一部分除外)程度·一部分4级、仁爱手册3度程度以上、患有其他内部残疾、精神障碍、疾病等)的未满20岁的青少年。但儿童进入福利院时除外。 ※ 当患有多项障碍时，就算个别障碍不如上述程度，也有能够符合条件的情况。	有	
单亲家庭等医疗费补助制度	加入了国民健康保险等各种健康保险，养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上残疾时到未满20岁)的单亲家庭人士，补助保险诊疗中的自己负担部分的一部分。	有	

日常生活用具的补助 ※ 根据收入有负担金额。

对有小儿慢性特定疾患的儿童的家庭，根据需要，提供入浴辅助用具、特殊床铺、步行支持用具、紫外线防晒乳等日常生活用具。

(儿童福祉法和障碍者综合支援法的给付优先)

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

子ども・子育て相談窓口

せたがや子ども・子育てテレフォン（日本語）

妊娠・子育て中の保護者または子ども本人からの
夜間・休日の電話相談

時間：月～金曜 午後5時～10時

土・日曜、祝日（12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後10時

電話：03-5451-1211

せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）

[世田谷区子どもの人権擁護機関]

世田谷区に在住または、区内の学校・施設などに通っている18歳未満の子どものいじめなどの権利侵害について相談できます。必要に応じて調査・調整・要請などを行うことができます。

時間：月～金曜 午後1時～8時

土曜 午前10時～午後6時

（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）

電話：0120-810-293（フリーダイヤル）

FAX：03-3439-6777

所在地：〒156-0051 宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/003/003/d00126031.html>

子ども相談メールフォーム：<https://www.city.setagaya.lg.jp/inquiry/mailform999992.html>

子ども・子育て支援

赤ちゃん・子どものショートステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設などでお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

トワイライトステイ

保護者が仕事などで、①帰宅が遅くなる時、②祝日・休日に不在となる時、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

ほっとステイ

理由を問わず、未就学のお子さんをお預かりします。登録や予約の方法、実施日、利用料などは、施設によって異なりますので、お問い合わせください。

おでかけひろば

未就学（主に0～3歳）の子どもと親と一緒に遊んだり、お友だちを作ったり、楽しいひとときを過ごせる憩いの場です。スタッフが常駐し、子育てに関する相談や情報提供を行います。

三軒茶屋 子ワーキングスペース「チャチャチャ」

区内在住で中学生までの子どもの保護者がデスクワークを行えます（施設内で子どもの預かりはありません）。

令和6年3月31日まで、新型コロナウイルスの影響により、働き方などに影響を受けた方で、スキルアップを目的とした区内在住の方もご利用いただけます。

電話：03-3411-6604

所在地：太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階

発達障害相談・療育センター「げんき」

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのあるお子さん、およびその家族の方を対象に、相談や療育などの支援を行います。（相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援および放課後等デイサービスの法定料金）

電話：03-5727-2236

所在地：大蔵2-10-18 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階

時間：月～土曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後6時※日本語のみ

未成年人・育儿咨询窗口

世田谷育儿电话（用日语）

妊娠育儿中的监护人或孩子本人在夜间及休息日通过电话咨询

时间：星期一～五 17:00～22:00

星期六、日、节假日（12月29日～1月3日除外）9:00～22:00

电话：03-5451-1211

世田谷未成年人支援（Seta Hotto）

〔世田谷区未成年人的人权保护机构〕

在世田谷区居住或者在区内学校和设施等就学的不满18岁未成年人遭遇霸凌等侵权行为时可以咨询。将根据需要进行调查、协调和请求介入等。

受理时间等：周一～五 13:00～20:00

周六 10:00～18:00

（节假日、休息日、12月29日～1月3日除外）

电话：0120-810-293（免费电话）

传真：03-3439-6777

所在地：邮编156-0051 宫坂3-15-15

未成年人/育儿综合中心3楼

网站：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/003/003/d00126031.html>

未成年人咨询电子邮件格式：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/inquiry/mailform999992.html>

儿童・育儿支援

婴儿・儿童的短期照看

监护人因患病和分娩、育儿疲劳・育儿不安、看护家人等而临时无法养育孩子时，0～12岁的孩子可在婴儿院或儿童养护设施等照看。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

夜间托管服务

监护人因工作①回家晚时、②节假日・休息日不在时，以小学生儿童为对象在区内的儿童养护设施提供托管服务。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

放心照看

无需任何理由，都可帮忙照看未入学的儿童。登记和预约的方法、实施日、利用费用等因设施而异，敬请咨询。

儿童娱乐场所

是未上学（主要是0岁到3岁）的儿童和父母一起玩耍，交朋友，度过快乐时光的休息场所（免费）。有工作人员常驻，提供与育儿相关的咨询服务和信息。

三轩茶屋 子 working space “chachacha”

区内在住的初中生为止的孩子监护人，能够在此进行事务工作（设施内不托管儿童）

到2024年3月31日止，由于新型冠状病毒的原因导致工作方式受到影响的区民，为了提升技能也能够利用此设施。

电话：03-3411-6604

所在地：太子堂2-16-7 世田谷产业广场2楼

发达障碍咨询和医疗保育中心 “Genki”

该设施对不伴有智力落后的发达障碍或者有其可能性的小孩及其家属进行支援，包括接受咨询，医疗保育的支援。（咨询免费、医疗保育收取基于儿童福祉法的儿童发达支援以及放学后等的日间照料的法定费用）

电话：03-5727-2236

所在地：大藏2-10-18 大藏二丁目复合型 未成年人支援中心3楼

时间：周一～周六（节假日、12月29日～1月3日除外）9:00～18:00 ※ 仅日语

子育てステーション発達相談室

発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じてアドバイスや関係機関のご紹介、継続的な相談・面接を行います（相談は無料です。事前に予約が必要です）。※日本語のみ

児童相談所

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

電話：03-6379-0697 FAX：03-6379-0698

所在地：〒156-0043 松原6-41-7

業務時間：午前8：30～午後5時

閉庁日：土・日曜、祝日、12月29日～1月3日

児童館

児童館では地域の子育てを応援するおでかけひろばなどを設け、子育て世代の仲間づくりや情報提供・相談などを行っています。また、こどもまつり・野外キャンプなど様々な行事を通して児童の健全育成や中高生世代の居場所づくりを図っています。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2306～7 FAX：03-5432-3016
または最寄りの児童館へ。

利用時間：午前9：30～午後6時

休館日：月曜、第2・第4日曜、祝日（5月5日を除く）、12月29日～1月3日

※下記5館は週2回、午後7時まで開館。ただし、午後6時～7時は中高生世代の利用に限る。

池尻児童館・玉川台児童館：水・土曜

代田児童館：金・土曜

喜多見児童館・粕谷児童館：木・金曜

新BOP

「BOP」と「学童クラブ」を併せた「新BOP事業」を区立小学校全校で行っています。

■学童クラブ

保護者が就労などにより、放課後家庭で保護・育成ができないなど、所定の入会基準を満たす区内在住または区立小学校在籍の小学1～3年生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供しています。ただし、心身の発達などにより、個別的配慮が必要な児童は6年生までです。時間は下校時から午後6：15まで、学校休業日は午前8：15から午後6：15までです。また、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、午後7時までご利用希望がある時に、実施時間の延長（月～金曜）を行っています。希望される場合は別途申請が必要です。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing：遊びの基地」という意味です。異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊び、友達の輪を広げていくことで、児童の健全育成をめざします。対象は、参加を希望する当該区立小学校在籍の1～6年生の児童です。時間は夏季（3月～9月）は下校時から午後5時まで、冬季（10月～2月）は下校時から午後4：30までです。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2308 FAX：03-5432-3016

地域学校連携課

電話：03-5432-2739 FAX：03-5432-3025

小学校の「遊び場開放」

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

開放日：土・日曜、祝日、学校休業日など

利用対象：児童、幼児 ※幼児は大人の付き添いが必要です。

お問い合わせ：地域学校連携課

電話：03-5432-2723 FAX：03-5432-3025

就学前の子どもの保育**幼稚園と保育施設**

「幼稚園」が、就学前の子どもの教育目的の施設であるのに対して、「保育施設」は、保護者が働いたり、病気のために昼間保育ができない場合に保護者の代わりに保育をする児童福祉施設です。それぞれ、管轄や機能は異なりますが、集団生活の中で乳幼児の成長を助長するという面では同じ

意義をもっています。

※幼稚園についてはP.76参照

保育園

対象：就学前の子ども

申し込み資格：仕事や病気などのために、家庭で保育できない保護者

育儿站发达咨询室

针对有发达障碍或者有其可能性的小孩，由专业人员接受发达咨询。根据咨询内容，提出建议，介绍相关机构，并接受持续咨询和面谈（咨询免费。需要事先预约）。※ 仅日语

儿童咨询所

关于未满 18 岁孩子的养护、残疾、不良行为、培养等，可受理电话或来所咨询。

电话：03-6379-0697 传真：03-6379-0698

所在地：邮编 156-0043 松原 6-41-7

工作时间：8:30～17:00

休息日：星期六、日、节假日，12月29日～1月3日

儿童馆

在儿童馆设有地区支援育儿的“外出广场”等，为育儿父母提供交友、信息和咨询的平台。也希望通过儿童节、野营等各种各样的活动，帮助儿童健康成长，并为初高中学生提供舒适空间。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2306～7

传真：03-5432-3016

或询问附近的儿童馆。

开放时间：9:30～18:00

休馆日：星期一、第 2·第 4 个星期日、节假日（5月5日除外）、12月29日～1月3日

※ 下述 5 馆每周 2 次，开馆至 19:00。

但 18:00～19:00 仅限初高中群体使用。

池尻儿童馆・玉川台儿童馆：星期三、星期六

代田儿童馆：星期五、星期六

喜多见儿童馆・粕谷儿童馆：星期四、星期五

新 BOP

“BOP”和“学童俱乐部”合并的“新 BOP 事业正在在所有的区立小学校进行

■ 学童俱乐部

以监护人因就业等原因不能在放学后在家保护培育孩子等，符合所定的入会标准，居住在区内或小学 1 年级至 3 年级在校生（因身心成长，发育等原因需要某些个别关照的孩子到 6 年级）的儿童为对象，向他们提供合适的游玩与生活场所。时间是下课后至 18:15，学校休息日为 8:15 至 18:15。并且为支持每个儿童正常的成长发育，更充分地实施“成育支援”，对提出希望者可以延长利用时间至 19:00（星期一～五）。需要者必须单独申请。

■ BOP

BOP 是“Base of Playing：游玩基地”的意思。不同年龄的孩子可以在一起玩耍，广交朋友，健康茁壮地成长。对象为志愿参加该计划的区立小学 1 年级至 6 年级的在籍学生。时间是夏季（三月至九月）放学后到 17:00，冬季（十月至二月）放学后到 16:30。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2308 传真：03-5432-3016

各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2739 传真：03-5432-3025

小学的“游戏场所开放”

把区立小学的校园作为儿童们的安全游戏场所开放。

开放日：周六，周日，节日，学校休课日等

利用对象：儿童、幼儿 ※ 幼儿需要大人陪伴。

问讯处：各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2723 传真：03-5432-3025

学龄前儿童保育

幼儿园与保育设施

“幼儿园”是以教育学龄前儿童为目的的设施，而“保育设施”则是在监护人因工作、疾病等原因不能在白天照看孩子的情况下，代为照看儿童的福利设施。尽管其管辖与功能各不相同，但在帮助婴幼儿在集体生活中成长这方面有着同样的意义。

※ 关于幼儿园请参照 P.77

保育园

对象：学龄前儿童

报名资格：白天因工作与生病等原因，不能在家照顾孩子的监护人。

入园方法：根据申请视保育的必要性而定。

报名、问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23

入園の決め方：申請に基づいて保育の必要性の高い順に決めます。

申し込み・お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

保育園以外にも保育室、保育ママ、認証保育所などの保育施設があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

認定こども園

幼児教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援を行います。保育園機能の申し込みは、「保育園」と同様です。幼稚園機能の申し込みは、各施設に直接お問い合わせください。

地域型保育事業

0～2歳のお子さんを保育する事業です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などがあります。申し込み方法は「保育園」と同様です。

保育に関するお問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳クラスの全世帯および0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償化されます（※一部限度額あり）。

認可外保育施設や、幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育などを利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」を保育認定・調整課入園担当にご提出ください。

認可保育園などの保育料、保育の必要性の認定について 保育認定・調整課 入園担当

電話：03-5432-1200 FAX：03-5432-1506

認可外保育施設などの無償化について 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018

新制度未移行幼稚園の無償化について 子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

新制度移行幼稚園、私立認定こども園の無償化について 保育課

電話：03-5432-2966 FAX：03-5432-3018

区立幼稚園、区立認定こども園の無償化について 乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

保育料負担軽減補助制度

認証保育所、保育室、保育ママおよびその他の一部の要件を満たす認可外保育施設については、世帯の所得に応じて保育料を助成する制度があります。助成を受けるには各種要件があります。

お問い合わせ：保育認定・調整課

電話：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018

緊急保育

病気や出産で保護者が入院するなど昼間一時的に子どもの世話ができないとき、区立保育園などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

一時保育

保護者が短期間の就労や通学、通院などで昼間一時的に子どもの世話ができないとき、保育園、指定保育室などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

病児・病後児保育室

保育園などに通っている乳幼児が病気やケガなどで、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に預かります。

お問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

除了保育园之外，还有保育室，保育妈妈，认证保育所保育所等保育设施。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

认定婴幼儿园

提供一体化幼儿教育 and 保育，对各地区提供育儿支援。保育园部门的申请方法与“保育园”相同。婴幼儿园部门的申请请向各设施咨询。

地区型保育事业

本事业对 0～2 岁的儿童提供保育服务，包括家庭型保育事业、小规模保育事业、事业所内保育事业等。申请方法与“保育园”相同。

有关保育的咨询：保育课

电话：03-5432-2325 传真：03-5432-3018

幼儿教育・保育无偿化

利用幼儿园、保育园、认定儿童园、认可外保育设施等 3 岁到 5 岁班级的所有家庭，以及 0 岁到 2 岁班级的住民税非课税家庭，适用保育费无偿化（※部分有限额）。

利用非认可保育设施、幼儿园・认定儿童园（幼儿园部分）托管保育等的儿童要适用保育费无偿化，需经过保育必要性认定。尚未接受认定者请向保育认定・调整课入园主管提交“给付认定申请书”。

关于认可保育园的保育费，保育必要性的认定 保育认定・调整课入园担当

电话：03-5432-1200 传真：03-5432-1506

关于认可外保育设施等无偿化 保育认定・调整课认定外保育设施担当

电话：03-5432-2313 传真：03-5432-3018

关于新制度未转移幼儿园的无偿化 儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

关于新制度转移幼儿园、私立认定儿童园的无偿化 保育课

电话：03-5432-2966 传真：03-5432-3018

关于区立幼儿园・区立认定儿童园的无偿化 婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

减轻保育费负担补助制度

关于认证保育所、保育室、保育妈妈及其他部分满足条件的认可外保育设施，根据住户收入，有制度补助保育费。获得补助需要满足各种条件。

问讯处：保育认定・调整课

电话：03-5432-2313

传真：03-5432-3018

紧急保育

在因生病或者分娩导致监护人住院，日间暂时不能照看儿童时，由区立保育园等进行保育。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

暂时保育

在保护人因短期就业，上学或者上医院治疗等而在日间暂时不能照看儿童时，由保育园和指定保育室等进行保育。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

患病儿童・病后儿童保育室

在因到保育园等的婴幼儿生病或者受伤等而集体保育困难的时候，在专用设施暂时照看。

问讯处：保育课

电话：03-5432-2325

传真：03-5432-3018